

議案第 120 号

小田原市と松田町との証明書等の交付等に係る事務の委託の廃止に関する協
議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 2 項の規定に基づき、小
田原市と松田町との間における証明書等の交付等に係る事務の委託を相互に廃止するに
当たり、同町と協議することについて、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の
2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

小田原市と松田町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約を廃
止する規約

小田原市と松田町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約（平成 24 年
10 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一